海老名市道路反射鏡設置基準

（趣旨）

第１条　この基準は、海老名市が管理する道路反射鏡の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　道路反射鏡　道路の付属物として湾曲部、屈曲部又は交差部において視距が不足している場所等で他の車両を確認し、安全を補うための鏡をいう。

(２)　視距　車線（車線を有しない道路にあっては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上１．２メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ１０センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。

(３)　車両　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第８号に規定する車両のうち自動車及び原動機付自転車をいう。

（検討対象の道路）

第３条　道路反射鏡の設置を検討する対象の道路は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(１)　海老名市が管理する道路（以下、「海老名市道」という。）

(２)　公道から海老名市道へ通り抜けができる私道

(３)　海老名市道に接続し、車両を利用する８世帯以上により車両８台以上が利用する袋状の私道

（設置位置）

第４条　道路反射鏡を設置できる位置は、車両及び歩行者等の通行に支障が生じない位置で次の各号のいずれかに該当するものとする。

　(１)　道路用地等の公有地。ただし、その公有地が国、県及び近隣自治体が管理する公有地であるときは、事前に当該管理者から占用許可等を得て設置するものとする。

　(２)　電気事業管理者等が設置している既存の電柱等。ただし、事前に当該事業者等から許可を得て電柱等に添架して設置するものとする。

　(３)　民有地。ただし、事前に当該土地所有者から土地使用承諾を得て設置するものとする。

（設置場所の基準）

第５条　道路反射鏡は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、道路管理者が交通状況、交通量その他状況を総合的に勘案して必要と認める場所に設置することができる。ただし、いずれの場所も、歩行者又は軽車両のみの確認を目的とする道路反射鏡は設置しない。

(１)　道路上の湾曲部、屈曲部又は信号機のない交差部において、視距が概ね３０メートル確保できない場所

(２)　前号に掲げる以外の場所で、市長が必要と認める場所

（事前の相談）

第６条　道路反射鏡の設置を要望する海老名市自治会の代表者（以下、「自治会等」という。）又は、自治会に未加入であるなど自治会を通しての要望が困難な近隣住民等（以下、「近隣住民等」という。）は、第３条から第５条の規定（以下、「設置要件」という。）に該当しているかを、道路反射鏡設置の事前相談書（別紙第１号様式。以下「相談書」という。）により市長に事前相談するものとする。

２　市長は、自治会等から事前相談があった場合は、現場調査を実施する等により設置要件に該当するかを審査し、該当する場合は次の各号により土地所有者等の承諾を得る。

(１)　設置要望場所に隣接する土地（公有地等の場合は除く）の所有者等の道路反射鏡設置同意書（別紙第２号様式。以下「同意書」という。）

(２)　第４条第１項第３号に掲げる民有地の場合は、当該土地所有者の道路反射鏡設置に伴う土地無償使用承諾書（別紙第３号様式。以下「承諾書」という。）

３　市長は近隣住民等から事前相談があった場合は、現場調査の結果に基づいて設置要件に該当するかを審査する。

４　市長は、前２項による審査等を踏まえ道路反射鏡設置の可否を自治会等又は近隣住民等に回答する。

（設置の要望）

第７条　前条第４項により、道路反射鏡の設置が可能との回答を得た自治会等又は近隣住民等は、道路反射鏡設置要望書（別紙第４号様式。以下「要望書」という。）により、市長へ道路反射鏡の設置を要望することができる。ただし、近隣住民等にあっては、要望書に次の各号に定める書類を添付するものとする。

（１）　道路反射鏡の設置を要望する場所に隣接する近隣住民８世帯以上の代表者署名

(２)　前条第２項第１号に規定する同意書

(３)　前条第２項第２号に規定する承諾書

(設置の順位)

第８条　市長は前条の要望を踏まえ、交通安全上緊急を要するものから、予算の範囲内で設置する。

(道路反射鏡の移設)

第９条　道路反射鏡の移設については、次の各号のとおりとする。

(１)　土地利用形態の変更等により、公有地上にある既存の道路反射鏡の移設を要望するときは、その要望者によって移設することとする。なお、当該工事を行うときは移設位置を市と協議のうえ、道路法第２４条の申請をし、事前に承認を得て行うこと。

(２)　民有地に設置された道路反射鏡について、その土地所有者から移設要望があったときは、市が当該工事を行う。

(開発行為等に伴う道路反射鏡の設置)

第１０条　開発行為等により道路反射鏡を設置する場合には、設置要件を充足し市長が指定する構造のものを、開発行為等の事業主の責務として設置するものとする。併せて第６条第２項第１号及び第２号の規定する同意書及び承諾書を市長へ提出するものとする。

２　前項の規定により道路反射鏡を設置した者は、管理者及び管理番号を明示する紫外線対策のステッカーを貼り付けなければならない。

(記録の保存)

第１１条　道路反射鏡を設置し、移設し、又は補修した者は、道路反射鏡台帳（別紙第５号様式）を作成し、又は更新し、市に提出しなければならない。

(維持管理)

第１２条　市は、この設置基準の規定に基づき設置し、又は移設した道路反射鏡については、適切に維持管理を行う。

(撤去)

第１３条　市長は、道路環境の変化等により、第５条の規定に該当しないと判断した場合は当該道路反射鏡を撤去することができる。

附　則

　この基準は令和３年４月１日から施行する。

附　則

　この基準は令和５年２月１日から施行する。